27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「１項職員」とは第２条第１項の官職を占める職員を、「２項職員」とは同条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の官職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の官職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の官職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の官職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の官職を占める職員をいう。

27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「１項職員」とは第２条第１項の官職を占める職員を、「２項職員」とは同条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の官職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の官職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の官職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の官職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一三四の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九一四〇一五〇

人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） **第十三条**　再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条に	（勤勉手当の成績率） **第十三条**　再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条に